

# 国民健康保険 国民年金

国民健康保険加入のみなさんへ  
特定健康診査を

受けましょう！

(健康マイレージ対象)

40～74歳は必須項目

特定健康診査を受診して自分の健康状態を知り、生活習慣病予防に役立てましょう。5月中旬頃、対象者に無料で受診できる受診券を郵送します。

※国民健康保険の資格を喪失した人、今年度中に人間ドックを受診した(受診予定含む)人は受診できません。また、受診券の紛失や届かない場合は、問い合わせてください。

期間 受診券が届いた日～来年3月31日

対象 40～74歳の本市国民健康保険加入者

受診機関 受診券に同封するチラシに記載している医療機関(医療機関への予約が必要です)。保健センターなどで実施する集団健診は、同封のチラシでご確認ください。

持ち物 国民健康保険証、特定健康診査受診券、前年度の健診結果(受けた人のみ)



問合せ 国保年金課

こんなときは

国民年金の届出を！

届出がないと、国民年金の納付や受給ができなくなることもありますので、忘れないようにしましょう。

●20歳になったとき(厚生年金や共済組合などの加入者以外の人)

●20歳から60歳の間で会社を退職したとき(厚生年金や共済年金の加入者でなくなったとき)

※扶養されていた配偶者も手続きが必要です。

●扶養されていた配偶者が、一定の収入があるなどの理由で扶養されなくなったとき

問合せ 国保年金課

## 住宅リフォーム助成事業

定住促進および地域経済の活性化を目的として、個人が泉佐野市内の施工業者を利用して行う住宅リフォーム工事に要する経費に対して助成します。

※助成金の交付申請前に行われたリフォーム工事は対象外

### 対象住宅

●泉佐野市内において、築5年以上で、建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証が交付されたものであって、補助金の交付を受けようとする者が居住またはこれから居住しようとする住宅

●店舗、事務所などとの併用住宅にあつては、補助対象者の居住部分に、共同住宅にあつては補助対象者の居住専用部分に限る

●賃貸住宅除く

### 対象者

●市税について滞納が無い

●住宅リフォーム工事について泉佐野市内の施工業者を利用する

※市内の施工業者とは、市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人業者を言います。法人の場合は法人番号により、個人業者の場合は印鑑証明書の住所により確認します。また、建設業許可が必要となる工事については、建設業許可番号を確認します。

### 内容

●住宅リフォーム対象工事に要した費用が30万円以上である場合に、一律10万円の補助金を交付

●同一補助対象住宅および同一補助対象者については、1回限り

●補助対象となる工事内容についてはホームページをご覧ください。

問合せ 都市計画課

## 耐震診断費用・耐震改修工事の一部を補助します

泉佐野市では地震に備えた住宅の耐震化へ、工事費などの一部を補助します。 ※事業開始は国および府の補助額確定後

補助金	対象	金額
耐震診断	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているもの)で、耐震診断技術者により耐震診断を実施するもの	耐震診断に要した費用(1,000円/㎡を限度とする)の10分の9で、1戸当たり4万5千円限度
耐震設計	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され、耐震診断の結果、耐震性が不足している木造住宅(長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているもの。賃貸住宅は除く)	耐震設計に要した費用の10分の7で、1戸当たり10万円限度
耐震改修	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され耐震診断の結果、耐震性が不足している木造住宅(長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているもの。賃貸住宅は除く)で、耐震設計を行った後、改修することにより耐震性が確保されること	1戸当たり70万円限度で、限度額未満の場合はその額(年間所得の低い人は90万円)
住宅改造	耐震改修補助による耐震改修工事と同時に同一棟で実施する住宅リフォーム工事	1戸当たり40万円限度で限度額未満の場合はその額
住宅除却	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され、耐震性が不足していると判定された木造住宅(長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているもの。賃貸住宅は除く)	1戸(長屋、共同住宅は1棟)当たり80万円限度で、限度額未満の場合はその額

問合せ 都市計画課

※それぞれの受給には、条件がありますので事前に問い合わせてください。補助件数は、予算の範囲内となります。